

「所得段階数」「基準所得金額」「基準額に対する割合（係数）」の見直しについて

第8期（R3-R5）

国

持続可能な介護保険制度とするため、今後の介護給付費の増加を見据え、また、既に多くの保険者で国の定める9段階を超える多段階の保険料設定がされていることを踏まえ、第9期より標準段階の更なる多段階化、高所得者の係数の引き上げ、低所得者の係数の引き下げが行われました。

〔標準段階〕

0.7	0.5	0.3						
第1段階 0.3	第2段階 0.5	第3段階 0.7	第4段階 0.9	第5段階 1.0 (基準額)	第6段階 1.2	第7段階 1.3	第8段階 1.5	第9段階 1.7
年金収入等 80万円以下	年金収入等 80～120万円	年金収入等 120万円超	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超	合計 所得 120 ～ 210 万円 未満	合計 所得 210 ～ 320 万円 未満	合計 所得 320 ～ 500 万円 未満	合計 所得 500 ～ 750 万円 以上

草津市

約10年ぶりに国の標準段階等が見直しされたことを受け、本市においても、持続可能な介護保険制度を維持するため、草津市あんしんいきいきプラン委員会での審議を経た上で、現在、国と異なっている係数等を採用している段階も含めて、国の定める標準段階等にすべて見直しを行いました。

0.7	0.5	0.3	0.05				0.1				
第1段階 0.3	第2段階 0.5	第3段階 0.7	第4段階 0.85	第5段階 1.0 (基準額) 月額6,498円 年額78,000円	第6段階 1.1	第7段階 1.25	第8段階 1.5	第9段階 1.6	第10段階 1.7	第11段階 1.8	第12段階 1.9
年金収入等 80万円以下	年金収入等 80～120万円	年金収入等 120万円超	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超	合計 所得 120 ～ 210 万円 未満	合計 所得 210 ～ 320 万円 未満	合計 所得 320 ～ 400 万円 未満	合計 所得 400 ～ 500 万円 未満	合計 所得 500 ～ 750 万円 未満	合計 所得 750 万円 以上	合計 所得 750 万円 以上

第9期（R6-R8）

0.715	0.515	0.315												
第1段階 0.285	第2段階 0.485	第3段階 0.685	第4段階 0.9	第5段階 1.0 (基準額)	第6段階 1.2	第7段階 1.3	第8段階 1.5	第9段階 1.7	第10段階 1.9	第11段階 2.1	第12段階 2.3	第13段階 2.4		
年金収入等 80万円以下	年金収入等 80～120万円	年金収入等 120万円超	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超	合計 所得 120 ～ 210 万円 未満	合計 所得 210 ～ 320 万円 未満	合計 所得 320 ～ 420 万円 未満	合計 所得 420 ～ 520 万円 未満	合計 所得 520 ～ 620 万円 未満	合計 所得 620 ～ 720 万円 未満	合計 所得 720 万円 以上	合計 所得 720 万円 以上		

【見直し内容（変更点）】

- ・所得段階区分
12段階 → 13段階
- ・国の係数・基準所得金額への変更
(係数の変更のみ)
1段階 0.3 → 0.285 2段階 0.5 → 0.485 3段階 0.7 → 0.685
4段階 0.85 → 0.9 6段階 1.1 → 1.2 7段階 1.25 → 1.3
9段階 1.6 → 1.7
- (基準所得金額・係数の変更および新設)
10段階 1.7 → 1.9 400万円以上 → 420万円以上
11段階 1.8 → 2.1 500万円以上 → 520万円以上
12段階 1.9 → 2.3 750万円以上 → 620万円以上
13段階 新設 → 2.4 新設 → 720万円以上

0.715	0.515	0.315												
第1段階 0.285	第2段階 0.485	第3段階 0.685	第4段階 0.9	第5段階 1.0 (基準額) 月額6,498円 年額78,000円	第6段階 1.2	第7段階 1.3	第8段階 1.5	第9段階 1.7	第10段階 1.9	第11段階 2.1	第12段階 2.3	第13段階 2.4		
年金収入等 80万円以下	年金収入等 80～120万円	年金収入等 120万円超	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超	合計 所得 120 ～ 210 万円 未満	合計 所得 210 ～ 320 万円 未満	合計 所得 320 ～ 420 万円 未満	合計 所得 420 ～ 520 万円 未満	合計 所得 520 ～ 620 万円 未満	合計 所得 620 ～ 720 万円 未満	合計 所得 720 万円 以上	合計 所得 720 万円 以上		

第8期と第9期の「保険料」について

草津市

介護保険料 = 基準額 × 基準額に対する割合

第8期 (R3 - R5)

基準額 月額6,498円 (年額78,000円)

【所得段階別保険料】

段階	対象者	基準額に対する割合	年額保険料 (円)
第1段階	生活保護を受給している方 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している方 世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が80万円以下の方	0.3 [※]	23,400
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が80万円を超え120万円以下の方	0.5 [※]	39,000
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が120万円を超える方	0.7 [※]	54,600
第4段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の世帯員があり、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が80万円以下の方	0.85	66,300
第5段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の世帯員があり、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が80万円を超える方	1.0	78,000 (基準額)
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.1	85,800
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.25	97,500
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.5	117,000
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	1.6	124,800
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	1.7	132,600
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上750万円未満の方	1.8	140,400
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が750万円以上の方	1.9	148,200



第9期 (R6 - R8)

基準額 月額6,498円 (年額78,000円)

【所得段階別保険料】

段階	対象者	基準額に対する割合	年額保険料 (円)
第1段階	生活保護を受給している方 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している方 世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が80万円以下の方	0.285 [※]	22,200
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が80万円を超え120万円以下の方	0.485 [※]	37,800
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が120万円を超える方	0.685 [※]	53,400
第4段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の世帯員があり、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が80万円以下の方	0.9	70,200
第5段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の世帯員があり、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が80万円を超える方	1.0	78,000 (基準額)
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.2	93,600
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.3	101,400
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.5	117,000
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.7	132,600
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.9	148,200
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.1	163,800
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.3	179,400
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が720万円以上の方	2.4	187,200

※低所得者の保険料負担軽減の仕組みとして第1段階から第3段階の基準額に対する割合は公費負担が行われることにより、次のとおり軽減されています。
第1段階 0.5→0.3 第2段階 0.75→0.5 第3段階 0.75→0.7

※低所得者の保険料負担軽減の仕組みとして第1段階から第3段階の基準額に対する割合は公費負担が行われることにより、次のとおり軽減されています。
第1段階 0.455→0.285 第2段階 0.685→0.485 第3段階 0.69→0.685